

奈良県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、天理市から大和都市計画地区計画（杣之内町元山口方地区）の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

奈良県知事 荒井正吾